

平成 30 年（2018 年）6 月 14 日

居宅介護支援事業所管理者様
地域包括支援センター管理者様

豊中市健康福祉部高齢施策課長

居宅介護支援費における特定事業所加算の基準について

平成 30 年度介護報酬改定において、居宅介護支援費における特定事業所加算の基準が改定されましたが、大臣基準告示・八十四イ（8）に掲げる要件の取扱いを下記のとおりまとめましたのでよろしくお願いたします。

記

大臣基準告示・八十四

イ（8）地域包括支援センター等^①が実施する事例検討会等^②に参加していること。

①「地域包括支援センター等」について

この場合の「地域包括支援センター等」とは、市または地域包括支援センターに限ります。

②「事例検討会等」について

この場合の「事例検討会等」は、各地域包括支援センターが実施している研修会、勉強会を含むものであり、事例検討会に限定するものではありません。

また、市と地域包括支援センターが実施している地域ケア個別会議も「事例検討会等」に該当します。

以上

<お問い合わせ>

豊中市 健康福祉部

高齢施策課 企画調整係 担当：町田

TEL：06-6858-2837 FAX：06-6858-3146

Mail：koureisesaku@city.toyonaka.osaka.jp